

## 5/20（金）副大臣定例会見参考資料

資料 1	被災者生活支援チームの取組状況	2
	現地の課題と被災者生活支援チームの取組	4
	【別紙 1】 被災者の推計	10
	避難所の避難者数の推移	11
	避難所の避難状況	12
	【別紙 2】 二次避難及び一時的移転の状況	13
	応急仮設住宅の供給状況	14
	民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅の入居状況	15
	【別紙 3】 インフラ等の被害・復旧状況	16
	沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況	22
	災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）	23
	【別紙 4】 今週の検討会議の開催状況	26
資料 2	東日本大震災に係る被災地における 生活の平常化に向けた当面の取組方針	27
資料 3	3 県全避難所に対する実態把握結果（第 4 回）	29
資料 4	被災地における被災者生活支援に関する説明会	44
資料 5	被災者生活支援チーム 対策の経過（事務記録）	45

被災者生活支援チーム事務局

## 被災者生活支援チームの取組状況

## ＜定期報告＞【資料 1】

## (1) 被災者等の状況【別紙 1】

[p10~12]

	ピーク時	現在
全県	約 47 万人	約 11 万人
3 県	約 40 万人	約 9 万人

## (2) 二次避難及び一時的移転の状況【別紙 2】

[p13~15]

## 応急仮設住宅の供給状況

## 民間賃貸住宅の借上げによる仮設住宅の入居状況

- ① 仮設住宅は、5 月末時点で約 3 万戸が完成する見込み。残りの必要戸数についても、8 月前半までの完成に向け、進捗管理等を実施（14,196 戸は完成済。5 月 20 日現在）。
- ② 全国各地（47 都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計 54,575 戸確保（うち 9,632 戸は入居済。5 月 16 日現在）。  
また、民間の賃貸住宅を県や市町村が借上げ、仮設住宅として提供することを促進（2,969 戸は入居済。5 月 18 日現在）。  
旅館・ホテル等への一時的移転は、24,460 人（5 月 16 日現在）。

## (3) インフラ等の被害・復旧状況【別紙 3】

[p16~25]

## 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

## 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）

関係者の御努力により、復旧はかなり進んでいる。

- ・ 電気は、約 95%が復旧。残る停電約 12.7 万戸のうち、家屋流出地域・立入制限区域等は約 12.4 万戸で、残り約 3.5 千戸が復旧作業着手可能戸数。
- ・ 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況は、仮置き場の設置が進み、がれき等の仮置き場への搬入が進んでいるところ。住民が生活を営んでいる場所の近傍にあるがれきが、8 月をめぐ

## 【5/20 副大臣定例記者会見】

に概ね撤去されることを目指す。

### （４）今週の検討会議の開催状況【別紙４】 [p26]

- 被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議（5/18）

## <トピック>

### （５）東日本大震災に係る被災地における 生活の平常化に向けた当面の取組方針【資料２】 [p27～28]

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面３か月程度の間、被災地における生活の平常化に向けて、被災者や市町村・県の取組を支援するために国が取り組んでいくべき施策を取りまとめたもの。

### （６）３県全避難所に対する実態把握結果(第４回)【資料３】 [p29～43]

- ① 東北３県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（５月１７日現在：８８５か所）を対象に、ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に関する９項目について状況を把握。

総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難所は１２か所（約２．４％）

さらに、６つの避難所（３県×２カ所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行っている。

- ② 改善が必要な箇所を把握し、改善策について、県・市町村の取組を支援している。

### （７）被災地における被災者生活支援に関する説明会【資料４】 [p44]

市町村職員及び県職員を対象とした被災者支援に関する各種制度の現地説明会を開催（岩手県５/１６～１８、宮城県５/３０）。

### （８）被災者生活支援チーム 対策の経過（事務記録）【資料５】 [p45～49]

## 被災者生活支援 現地の課題と被災者生活支援チームの取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

5月20日(金)に、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」(以下、取組方針)が緊急災害対策本部決定されました。

これは、本格的な復興の取組段階に至るまでの当面3ヶ月程度の間に関が取り組んでいく施策を取りまとめたものであり、政府としては、地方自治体・関係者の協力を得て、これを着実に実行していきます。

### I 避難者等支援

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組
1. 避難所等における生活改善	1. 避難所（在宅避難者を含む）の生活環境改善  生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理 等	<b>【ニーズの把握と対策の実行】</b> 1. ニーズの把握 ①全避難所の要支援度の把握（5/20 第4回取りまとめ） ②定点観測（2か所×3県） ③各県が実施している避難所調査の結果を収集、分析 ④壁新聞の要望欄、災対本部現地事務局等による聴取 2. 対策と改善状況の確認 (1) 把握したニーズ等の情報を県・市町村等へ提供。 (2) 必要なところへの重点的な対策を県・市町村等に要請。 (3) 制度に問題があれば、各省に検討を指示・依頼。 (4) 住民と市町村による運営への移行を促進する（雇用創出基金事業の活用など）。
	2. 一時的移転の促進（旅館・ホテル等）	・旅館・ホテル等への一時的移転を促進 ①壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介。 ②先進的な取組みを政府現地対策本部等

		<p>を通じて被災県に周知。</p> <p>県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(5月16日現在) 24,460人</p>
	3. 個別事項(略)	<p>1. 各省において取り組み中。</p> <p>2. 被災者生活支援チームでは、必要事案の調整・解決・指示をしている。</p>
2. 早期の避難所解消	二次避難の促進 (1) 仮設住宅	<p>【順次実行中】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が要望する戸数の建設を支援する。</li> <li>・5月末時点で約3万戸が完成する見込み。残りの必要戸数についても、8月前半までの完成に向け、進捗管理等を実施。</li> </ul> <p>応急仮設住宅 完成戸数 (5月19日現在) 13,783戸</p>
	(2) 民間賃貸住宅の借上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の賃貸住宅を県や市町村が借上げ、仮設住宅として提供することを促進(4月30日通知)。</li> </ul> <p>入居済戸数(5月15日現在) 2,300人</p>
	(3) 公営住宅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等への移転を促進</li> </ul> <p>① 公営住宅・国の宿舍等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。</p> <p>② 入居条件などを被災者に詳しく提供(壁新聞、地方紙等)</p> <p>入居決定済み戸数(5月16日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅等 4,795戸</li> <li>・国の宿舍等 4,837戸</li> </ul>
3. 必要な情報の提供	情報の不足	<p>【内閣広報官と協力するとともに、被災者生活支援チームにおいても情報を提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ(壁新聞第11号(5月18日発行))など。</li> <li>・4月28日に「生活支援ハンドブック」、5月12日に「事業・生活再建ハンドブック」を避難所等で配布。</li> <li>・4月26日、内閣府防災担当において今回の被災者等向けにパンフレット「被災者</li> </ul>

		<p>支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」を公表。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種機関・団体による被災者向けの相談情報を当チームのホームページに掲載。</li> </ul>
<p>【参考：国から県への物資調達・配送の移行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所等への物資の調達・配送は、国から県へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応）。</li> </ul>		

## II 復旧に向けて

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。被災者生活支援チームで整理した各省の最新の数字を本チームHP等で公表中】</p> <p>(1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤</p>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【各府省での取組みを調整】</p> <p>1. 災害廃棄物処理検討会議 「損壊家屋等の撤去等に関する指針」を取りまとめ。がれき等の災害廃棄物の処理を円滑に進めるための諸課題（仮置場確保、処理実行計画策定等）について、国レベルでの総合調整を実施。避難所や住宅地の近傍にある災害廃棄物を8月末までに概ね撤去する方針。</p> <p>2. 仮設住宅検討会議 （「I. 2. 早期の避難所解消」に同じ）</p> <p>3. 復旧対策検討会議 公共インフラ等の応急復旧を「取組方針」に基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</p>
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【各府省での取組みを調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者等就労支援・雇用創出推進会議に</li> </ul>

		<p>において、4月27日、補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フェーズ1の対策を含め、復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組む。</li> <li>・雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を進めている。</li> </ul>
	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。</li> <li>・金融支援の拡充、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等を第一次補正予算に計上。</li> </ul>

### Ⅲ 行政機能の強化

項目	現地の課題	被災者生活支援チームの取組
1. 市町村機能の回復	<p>1. 役場機能の回復</p> <p>2. 役場を移転した市町村への支援</p>	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等            国家公務員の派遣（5月9日現在）            685名、延べ約32,200名            地方公務員の派遣のあっせん            （5月10日現在）            被災市町村への派遣決定 851名</p> <p>2. 役場機能の応急復旧            ・役場機能の応急復旧のため、仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算で措置。</p> <p>3. 相談窓口等            ・総務省と被災者生活支援チームに窓口を作って、相談に応じている。            ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携</p>

	<p>(避難者の所在の把握)</p>	<p>帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸 HP、総務省 HP や広報誌、広報番組等を活用して広報している。</li> </ul> <p>コールセンターにより所在が判明した人数 (5月17日現在) 26,401人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「全国避難者情報システム」を構築し、5月18日現在、一部の被災団体 (5団体) を除く 1,742 市区町村において、避難されている方からの情報提供を受付中。これまでに全国から 29,275 人分の情報提供があった。</li> </ul> <p>〔内訳〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・福島県 24,181 人 (5月13日現在)</li> <li>・宮城県 3,468 人 (5月13日現在)</li> <li>・岩手県 1,626 人 (5月11日現在)</li> </ul>
<p>2. 政府内での対策強化</p>		<p>1. 被災者生活支援チームにおける各府省との連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府省連絡会議による情報共有・連携</li> <li>・特定テーマについて府省間連携 (各種検討会議で対応 (Ⅱ参照))</li> </ul> <p>2. 地方公共団体との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者生活支援チームに地域班を設置し、現地対策本部及び県 (ホットライン設置) と連携を密にして、自治体を支援している。</li> <li>・県、市町村職員向けに、様々な特例措置を解説した資料を作成し、県、市町村に配布した。</li> <li>・県、市町村職員向け説明会を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>5月16~18日 岩手県</li> <li>5月30日 宮城県 (予定)</li> </ul> </li> </ul> <p>3. 国民に向けての広報の強化</p>

		<ul style="list-style-type: none"><li>・被災者生活支援チームにおいても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、当チームHPの開設などにより情報提供を充実中。</li></ul>
--	--	--

## 【別紙 1】

平成 23 年 5 月 19 日

## 被災者の推計

(単位：人)

	全国	うち 3 県	注
1. 死者 (把握できた数)	15,129	15,065	5月19日現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	9,034	9,030	5月19日現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不 明	不 明	
3. 避難所にいる避難者	109,688	86,292	5月19日現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不 明	不 明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不 明	不 明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

# 避難所の避難者数(総括表)

5月19日現在

5月19日現在

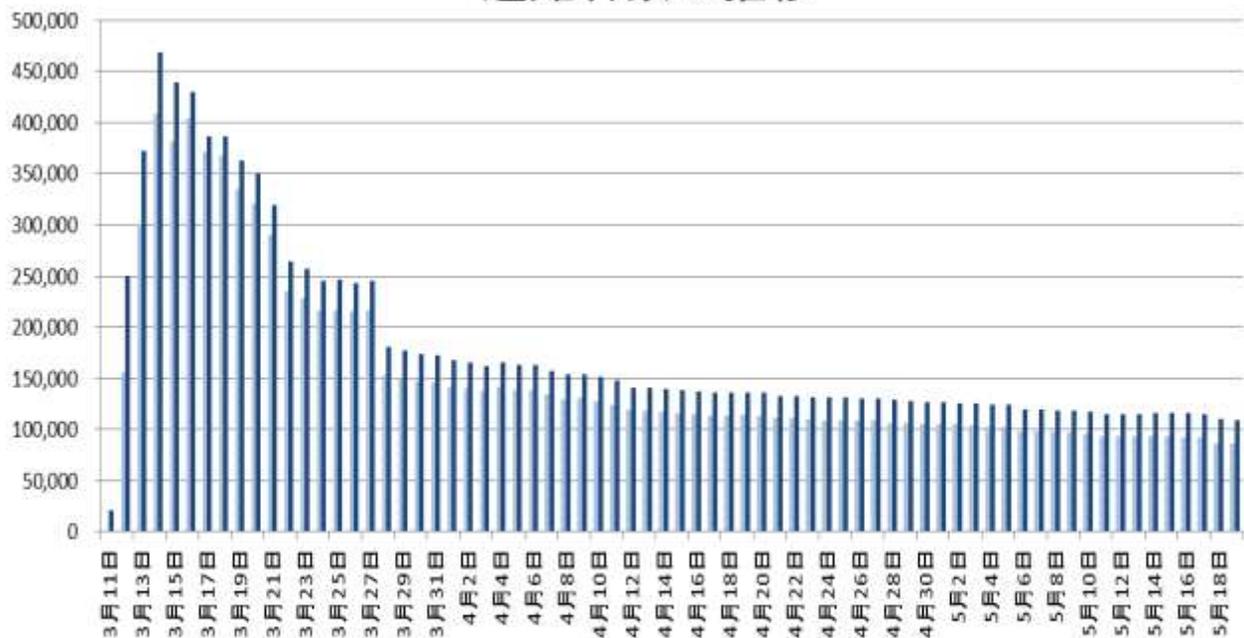
		避難者数(※1)	避難所数(※2)	市町村数
<b>全国計</b>		<b>109,688</b>	<b>2,394</b>	
	<b>岩手県</b>	<b>31,337</b>	<b>342</b>	<b>24</b>
	<b>宮城県</b>	<b>30,997</b>	<b>400</b>	<b>28</b>
	<b>福島県</b>	<b>23,958</b>	<b>127</b>	<b>30</b>
	<b>3県合計</b>	<b>86,292</b>	<b>869</b>	<b>82</b>

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援チームで作成

## 避難者数の推移



■ 3県合計

■ 全国

\*警察庁の資料に基づき被災者生活支援チームで作成

# 避難所の避難者数

5月19日現在

5月19日現在

	避難者数(※1)	避難所数(※2)
北海道	1,261	467
青森県	964	332
岩手県	31,337	342
宮城県	30,997	400
秋田県	770	73
山形県	389	17
福島県	23,958	127
東京都	965	14
茨城県	312	34
栃木県	514	14
群馬県	2,536	60
埼玉県	6,096	31
千葉県	1,070	46
神奈川県	1,460	70
新潟県	4,230	66
山梨県	774	127
長野県	932	139
静岡県	1,123	35
合計	109,688	2,394

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援  
チームで作成

## 【別紙 2】

平成 23 年 5 月 20 日  
被災者生活支援チーム

### 二次避難及び一時的移転の状況

#### 1. 二次避難の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅 (5/20 現在) 【国土交通省調べ】	14,196 (完成済)	33,488 (着工済)
国の宿舎等 (5/16 現在) 【財務省調べ】	4,837	32,269
公営住宅等 (5/16 現在) 【国土交通省調べ】	4,795	22,306
民間賃貸住宅の借上げ (5/18 現在) 【厚生労働省調べ】	2,969	—
計	26,797	88,063

#### 2. 一時的移転の状況 (旅館・ホテル等)

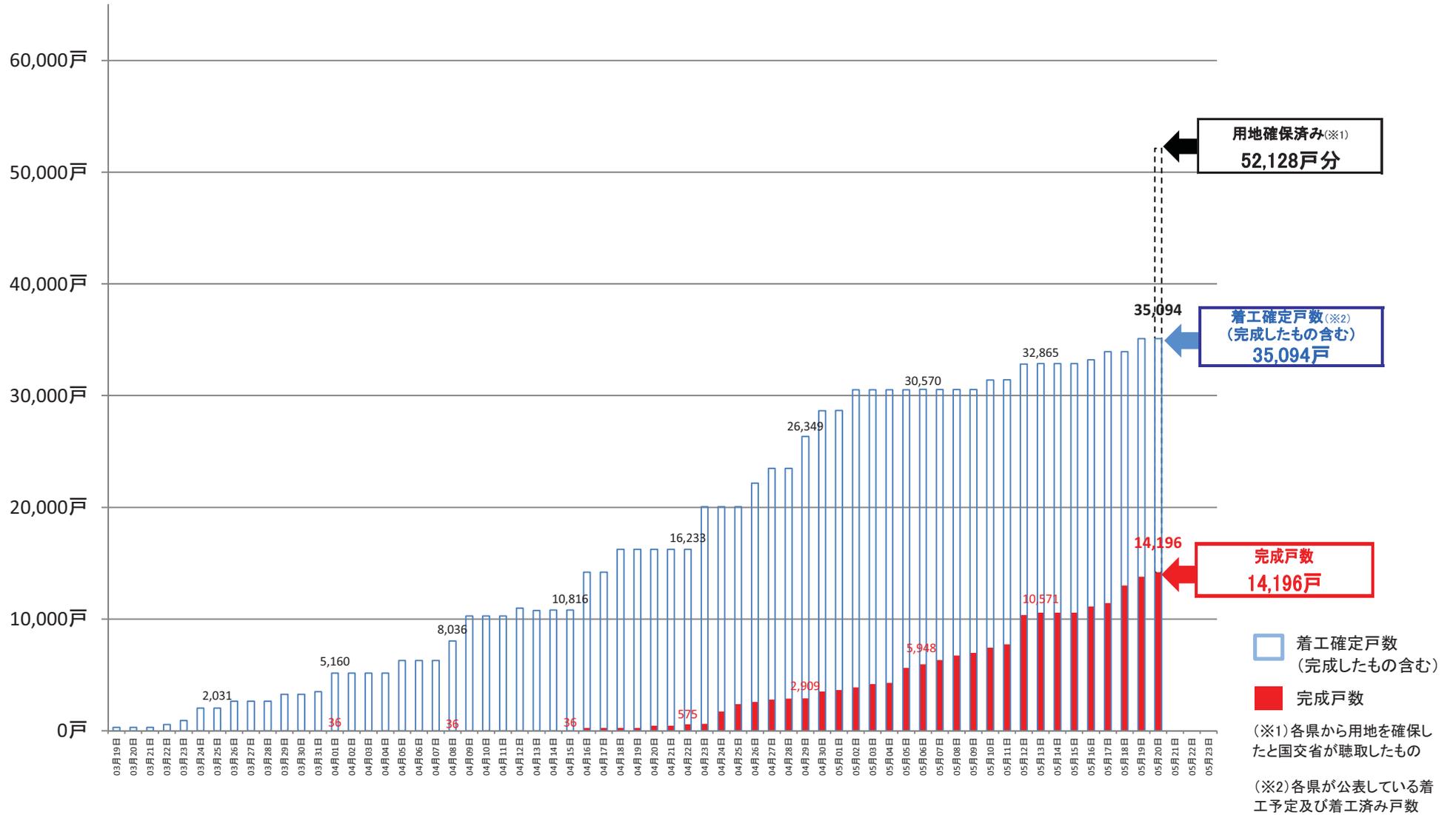
【観光庁調べ (5/16 現在)】

	県内	県外	県内外合計
岩手県	2,032	0	2,032
宮城県	1,919	259	2,178
福島県	17,201	3,049	20,250
計	21,152	3,308	24,460

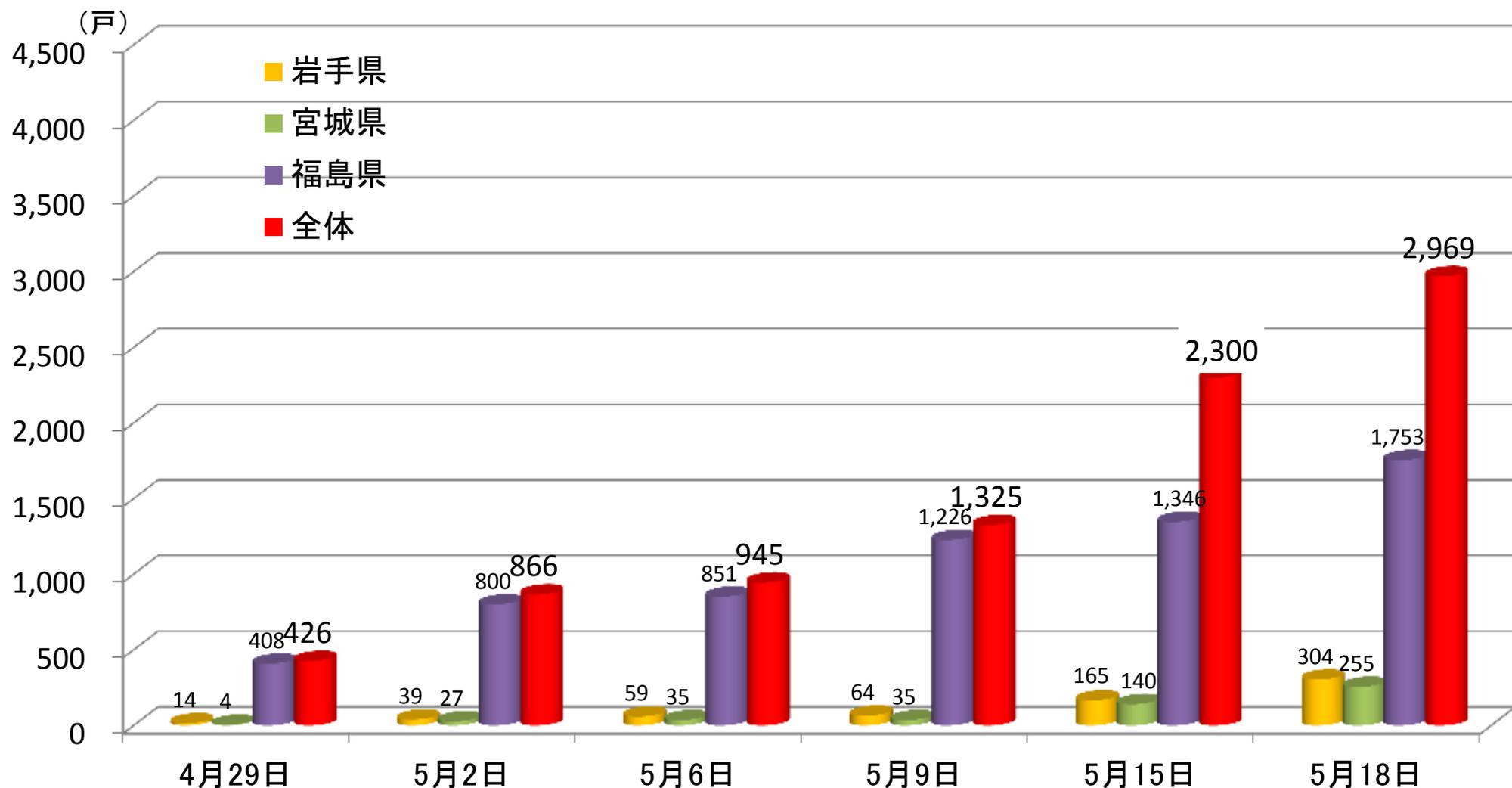
(注) 福島県における「県外」の内訳は、茨城県へ 161 人、静岡県へ 141 人、山形県へ 834 人、千葉県へ 45 人、栃木県へ 334 人、新潟県へ 1,534 人。

# 応急仮設住宅 着工・完成戸数の推移

住 宅 局  
平成23年5月20日  
10時00分現在



# 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅への入居戸数の推移



※1 各県からの報告に基づき作成

※2 全体には、岩手、宮城、福島以外の県において借り上げているもの(657件)を含む。

## 【別紙 3】

平成 23 年 5 月 19 日現在  
被災者生活支援チーム

### 主なインフラ等被害の復旧率（未定稿）

#### 1. ライフライン

項目（最大被害）	（復旧済み）／（最大被害）	復旧率
<p><b>電気</b></p> <p>（停電最大戸数（東北 3 県）：約 258 万戸（3/11 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>停電：約 12.7 万戸</p>	<p><b>約 95%</b></p> <p>（・停電約 12.7 万戸のうち、家屋等流出地域・原発等立入制限区域等は約 12.4 万戸。 ・復旧作業着手可能戸数は約 3.5 千戸。）</p>
<p><b>都市ガス</b></p> <p>（供給停止最大戸数（東北 3 県）：約 42 万戸（3/11 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>未供給：約 6 万戸</p>	<p><b>約 86%</b></p> <p>（・未供給約 6 万戸は、家屋等流出地域で、復旧作業困難。）</p>
<p><b>水道</b></p> <p>（これまでに断水した戸数（全国）：約 229 万戸（5/19 現在））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>断水：約 6.6 万戸</p>	<p><b>約 97%</b></p> <p>（・家屋等流出地域で確認できた一部断水戸数含む。原発等立入制限区域は除く。）</p>
<p><b>燃料（SS）</b></p> <p>（営業停止（東北 3 県）：主要元売系列 SS47% 相当の 866（3/20 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>営業停止：142 SS</p>	<p><b>約 83%</b></p> <p>（・家屋等流出地域・原発等立入制限区域含む。 ・稼働率は約 92%。）</p>
<p><b>銀行</b></p> <p>（閉鎖店舗（東北 6 県及び茨城県）：全営業店 12% 相当の 315（3/17 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>閉鎖：87 店舗</p>	<p><b>約 72%</b></p> <p>（・閉鎖店舗 87 店舗のうち、家屋等流出地域・原発等立入制限区域等は 78 店舗。）</p>
<p><b>郵便局</b></p> <p>（営業停止局（東北 3 県）：全局 53% 相当の 583（3/14 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>営業停止：94 局</p>	<p><b>約 84%</b></p> <p>（・家屋等流出地域・原発等立入制限区域含む。）</p>
<p><b>郵便配達</b></p> <p>（配達停止エリア（東北 3 県）：全エリア 15% 相当の 44（3/14 時点））</p>	<p>（復旧済み）／（最大被害）</p> <p>配達停止：6 エリア</p>	<p><b>約 86%</b></p> <p>（・家屋等流出地域・原発等立入制限区域含む。 ・配達停止 6 エリアは、福島原発避難区域等。）</p>

## 【別紙 3】

<p><b>通信 (NTT 固定電話)</b></p> <p>サービス停止交換局の回線数 (東北・関東地方) : 約 100 万回線 (震災当初)</p>	<p>サービス停止 : 約 1.2 万回線</p>	<p><b>約 99%</b></p> <p>・電話交換局は原発周辺等一部地域を除き復旧済み。ただし、交換局から利用者宅までの回線断により、サービス停止の場合あり。</p>
<p><b>通信 (携帯電話)</b></p> <p>サービス停止基地局数 (東北・関東地方、携帯電話 4 社) : 約 14,800 基地局 (震災当初)</p>	<p>停波基地局数 : 約 480 基地局</p>	<p><b>約 97%</b></p> <p>・携帯電話の通話エリアについては、原発周辺等一部地域を除き復旧済み。</p>

## 2. 交通

項目 (震災前状況)	(現在の復旧状況) / (震災前状況)	復旧率
<p><b>道路 (直轄国道)</b></p> <p>国道 4 号、国道 45 号、国道 6 号の総開通距離数 1,119km</p>	<p>不通 : 約 1km</p>	<p><b>約 99%</b></p> <p>・国道 4 号及び 6 号は 100% 復旧、国道 45 号は 99% 復旧 (480km/481km)。 ・原発警戒区域 42.6km 除く。</p>
<p><b>在来幹線</b></p> <p>常磐線、東北線等の総開通距離数 1011.9km</p>	<p>不通 : 約 43.8km</p>	<p><b>約 96%</b></p> <p>・東北線等は 100% 復旧、常磐線は 84% 復旧 (232.5km/276.3km)。 ・原発警戒区域等内の区間 66.8km 除く。</p>
<p><b>港湾</b></p> <p>八戸港～鹿島港の 21 港の利用可能岸壁数 373 バース (水深 4.5m 以上の公共岸壁)</p>	<p>利用不可 : 225 バース</p>	<p><b>約 40%</b></p>

【注】 高速道路 (東北、常磐各自動車道の開通距離。原発警戒区域 16.4km を除く)、新幹線 (東北、秋田、山形各新幹線の開通距離)、空港 (東北 13 空港) については、震災前の状況と比べ 100% 復旧。

## インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

### 被災者生活支援チーム

- ・ 直近の数値や状況、当日の復旧見通し・目標等を暫定的に取りまとめたものです。
- ・ 詳しくは、各府省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください。

#### 1. がれき処理及び仮設住宅

項目	被災時の被害状況	現在の被害・復旧の状況	当面の復旧見通し・目標	担当省庁等HP・資料
がれき処理	・東北3県のがれき推計量は、約2,490万トン(岩手県約600万トン、宮城県約1,600万トン、福島県約290万トン)。	・岩手県では12市町村(計81箇所)、宮城県では35市町村(計170箇所)、福島県では36市町村(計132箇所)において、仮置き場を設置済み。 ・各県の沿岸市町村の仮置き場への搬入済み量は、岩手県では合計で約114万t(がれき推計量約600万tの約19%)、宮城県では合計で約230万t(がれき推計量約1,600万tの約14%)、福島県では合計で約32万t(がれき推計量約290万tの約11%)。	・生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物(例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物)については、本年8月末を目途に概ね撤去するよう、関係自治体に依頼。	・沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況(pdf) ・災害廃棄物対策【環境省HP】
応急仮設住宅		・応急仮設住宅について、本年5月末までに約3万戸、6月以降3ヶ月で3万戸を供給する準備を実施。現在、着工済み32,564戸(467地区)、着工済みのうち完成13,783戸、着工予定2,530戸(61地区)。	・岩手県: 必要戸数の見直しを実施済み。必要戸数14,000戸について、7月前半までに完成の見通し。 ・宮城県: 必要戸数の再調査を実施済み。必要戸数23,000戸について、8月前半までに完成の見通し。 ・福島県: 現時点で市町村からの要請は約15,200戸であり、8月前半までに完成の見通し。今後、市町村から追加の要請があった場合、逐次発注し、早期完成を目指す。	・応急仮設住宅着工・完成状況【国土交通省HP】 ・応急仮設住宅着工・完成戸数の推移【国土交通省HP】 ・応急仮設住宅関連情報【国土交通省HP】

#### 2. ライフライン

項目	被災時の被害状況	現在の被害・復旧の状況	当面の復旧見通し・目標	担当省庁等HP・資料
電気	・東北3県の停電戸数は、約258万戸(3月11日)。 ・東北電力管内において約466万戸、東京電力管内において約405万戸が停電(3月11日)。	・5月13日現在、東北電力管内で約3千戸が停電(岩手県: 約3百戸、宮城県: 約3千戸)。 ・停電状況の分類: ①東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電戸数: 約3千戸 ②今後の瓦礫撤去等の後、復旧作業に着手可能となる地域の停電戸数: 約1百戸 ・5月12日現在、上記の他、家主不在等で送電を保留している家屋(約1万4千戸)、津波で家屋等流出地域(約7万9千戸)、福島県内の立入制限区域(約3万1千戸)がある。	・東北電力が復旧作業に着手できる地域の停電のうち、約3千戸は5月31日までに、約5百戸は6月20日までに復旧見込み。	・地震被害情報(電気含む)【経済産業省HP】 ・停電の状況【東北電力HP】
ガス	・東北3県の都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)。 ・東北3県のLPガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)。	・都市ガスは、5月3日までに家屋流出等地域を除いた約36万戸が復旧済み。 ・LPガスは、5月19日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能。	・地震・津波等の被害が甚大な地域、家屋倒壊等の事情で現段階で復旧作業に取りかかることができない箇所については、各ガス事業者が各地域での街区の整備進捗等に応じ、個別に対応。	・ガスの被害・復旧状況(pdf) ・地震被害情報(ガス含む)【経済産業省HP】 ・ガスの供給【経済産業省HP】 ・都市ガス供給の停止状況【日本ガス協会HP】
水道	・19県の水道事業等で断水が発生し、震災後に把握した最大断水戸数(復旧済み除く)は、少なくとも約180万戸(3月16日17時)。 ・全国456水道事業者から最大時355台の給水車を派遣し、応急給水を実施。	・これまで復旧した総数は約222万戸で、5月18日現在、3県で約6.6万戸が断水(岩手県約2.1万戸、宮城県約3.9万戸、福島県約0.6万戸)。 ・各地域の水道事業者が、全国の水道事業者の支援も得ながら復旧作業対応中。	・津波被害を受けていない区域は順次復旧中。 ・津波被害区域については、各地域の復興計画と連携し、水道の復興・整備を進める予定。	・被害状況及び対応(水道含む)【厚生労働省HP】

市場・流通業	<p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中央卸売市場では、仙台市中央市場本場、仙台市中央市場食肉市場、福島市中央市場、いわき市中央市場において、施設被害が発生。また、被災直後に休市、入荷の激減等の事態が発生。</li> </ul>	<p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左の被災した4市場においても営業は再開、ただし被害の大きい仙台市中央市場食肉市場においては、限定的な営業にとどまる。</li> </ul>	<p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>左の被災した4市場において、工事着手済み(査定前着工)。</li> </ul>	<p>【市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">卸売市場の状況(pdf)</a></li> </ul>
	<p>【流通業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>震災直後は、被災地にある総合スーパーの約3割、コンビニ店舗の4割強など数多くの店舗が営業停止。</li> </ul>	<p>【流通業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災地においては、営業時間短縮や一部フロアのみ営業、店頭販売などを行っている店舗を含め、概ね9割程度の店舗が営業中。一方、店舗流出など被害が大きかった沿岸部や原発周辺地域では、休業店舗が多い。</li> </ul>	<p>【流通業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県や宮城県などの太平洋沿岸部の被災地域などでは、仮設店舗の設置、店頭販売、出張販売、巡回販売などの取組が継続される見込み。</li> </ul>	<p>【流通業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">流通業の状況1(pdf)</a></li> <li><a href="#">流通業の状況2(pdf)</a></li> <li><a href="#">流通業の状況3(pdf)</a></li> </ul>
燃料	<p>【製油所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北・関東地方にある9製油所中6製油所が停止。うち、2箇所で火災発生。</li> </ul> <p>【SS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北3県の稼働率は、総数1,834の約53%(3月20日)。</li> </ul>	<p>【製油所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停止していた6製油所中3製油所は完全復旧。残り3製油所(JX仙台製油所、JX鹿島製油所、コスモ千葉製油所)は完全復旧までに長期化。</li> <li>ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万klの供給余力は確保。</li> </ul> <p>【SS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東北3県の稼働率は約92%に向上(5月20日)。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。ポータブル給油機や中古の給油機、タンクコンテナ等を設置。</li> </ul>	<p>【製油所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>JX仙台製油所については、2012年夏までを目標とした生産再開のための計画を策定中。</li> <li>JX鹿島製油所については、6月中に生産再開の見通し</li> <li>コスモ千葉製油所については、復旧委員会を設置し、事故原因の究明と再発防止策を検討中。</li> </ul> <p>【SS】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>SSの稼働状況については概ね回復。</li> </ul>	<p>・ガソリン・軽油等の供給 【<a href="#">経済産業省HP</a>】</p> <p>・燃料の供給状況【<a href="#">生活支援チームHP</a>】</p>
	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1都11県において、下水処理施設48箇所、ポンプ施設78箇所が稼働停止。</li> <li>下水管渠については、目視調査で確認されている被害延長は約946km。</li> </ul>	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>下水道施設の被害状況については、管渠の被害が確認されている市町村等135のうち、目視による調査は133で終了。</li> <li>岩手、宮城、福島、茨城4県の沿岸部にある下水処理場19箇所が、主に津波による機械電気設備の損傷等により稼働停止中。このうち、汚水流入のある10箇所では、簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。</li> <li>ポンプ施設32箇所が稼働停止中。</li> <li>下水管渠については、仮配管や仮設ポンプ設置等により応急対応を実施中。</li> </ul>	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国の自治体等の広域的な支援のもとで、被災した管路の早期復旧に向けた総合調整、日本下水道事業団による大規模被災施設の復旧支援。</li> </ul>	<p>【下水道】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">災害情報(下水道含む)</a> 【<a href="#">国土交通省HP</a>】</li> </ul>
下水道等	<p>【集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>5月11日現在、岩手県や宮城県など11県、403地区が被災。</li> </ul>	<p>【集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した市町村へは、各地方農政局において応急対応や災害復旧に関する技術相談を受けるなどの支援を実施中。</li> </ul>	<p>【集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した施設については、簡易処理による応急対応を実施しつつ、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、査定前着工を活用しながら、順次復旧に着手。</li> </ul>	<p>【集落排水】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><a href="#">農業集落排水施設の被害・支援状況【<a href="#">農林水産省HP</a>】</a></li> </ul>
	<p>・東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点で、約10%に相当する約280が閉鎖。</p>	<p>・現在の金融機関の閉鎖店舗数は、約3%に相当する87まで減少(5月19日)。</p>	<p>・各金融機関において、閉鎖店舗の復旧に向け取組み中。また、一部金融機関においては、閉鎖店舗について、役場等に設置した臨時窓口で対応。</p>	<p>・<a href="#">金融機関の状況【<a href="#">金融庁HP</a>】</a></p>
銀行	<p>・郵便局(東北3県1,103局)は、震災直後の3月14日時点で、約53%に相当する583局が営業停止。</p> <p>・郵便(配達:東北3県301エリア)は、震災直後の3月14日時点で、約15%に相当する44エリアが配達業務を実施できない状況。</p>	<p>・現在の郵便局の営業停止は、94局(東北3県の約9%)に減少(5月19日)。</p> <p>・郵便については、5月19日現在、福島第一原子力発電所事故に伴う避難区域等(6エリア)を除く全ての地域で集荷・配達を実施。</p>	<p>・営業ができない郵便局については、仮設店舗を設置(陸前高田局は4月26日設置)するなど、被害の状況に応じて順次復旧を図っている。</p> <p>・被災地域あての郵便物は、自治体と連携しながら被災者の避難先を確認し、避難場所等の避難先への配達を順次実施。</p> <p>・避難区域等を除き、被害状況により、現段階で事業を継続することが困難な施設については、当面代替施設の利用等により業務実施。</p>	<p>・<a href="#">郵便局・郵便の被害状況(pdf)</a></p> <p>・<a href="#">営業休止中の郵便局(pdf)</a></p> <p>・<a href="#">被害状況(郵便含む)</a> 【<a href="#">総務省HP</a>】</p>
郵便				

宅配便	・東北3県において、震災直後から一週間程度の間、全域で全サービス休止。	・集配サービスは一部エリアを除き再開済みであり、順次対象エリアを拡大中(全域で集配サービスが行えない市町村数:5町村(福島県双葉郡の一部))。集配サービスが行えないエリアでは最寄りの営業所での受取・持込により対応中。	・警戒区域等が設定されている福島県以外のエリアでは、体制が整い次第、順次集配サービスの対象エリアを拡大。集配サービスを行えないエリアでは最寄りの営業所での受取・持込により対応。	・宅配便の状況【ヤマト運輸HP、佐川急便HP、郵便事業HP】
通信	・震災当初は、ピーク時において、NTT固定電話では約100万回線、携帯電話では4社で約14,800局がサービスを停止。	・4月末までに、NTT固定電話の交換局、携帯電話の通話エリアは一部地域を除き復旧。5月19日現在、停止は固定電話が約1.2万回線、携帯電話基地局が481局にまで減少。	・NTT交換局と利用者宅間の通信回線が切断等しているところもあり、地域の復旧状況に合わせて、通信事業者が地元自治体等とも連携し、引き続き対応。	・通信の復旧状況(pdf) ・被害状況(通信含む)【総務省HP】
放送	・震災当初、確認できた範囲ではテレビ中継局が最大120箇所、ラジオ中継局が最大4箇所停波。	・宮城県でテレビジョン中継局の停波は56箇所中2箇所(うち、停電1、損壊1)(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし)。 ・福島第一原発警戒区域内(半径20km圏内)に設置されている、ラジオ中継局1箇所(NHK双葉中波第1中継局(双葉郡富岡町))が停波中。	・停電が原因で停波している局所については、商用電源が復旧次第放送が再開される見込み。	・テレビ中継局の停波状況(pdf) ・被害状況(放送含む)【総務省HP】

### 3. 交通

項目	被災時の被害状況	現在の被害・復旧の状況	当面の復旧見通し・目標	担当省庁等HP・資料
道路	・高速道路15路線、直轄国道69区間、補助国道102区間、県道等539区間で被災により通行止め。	・高速道路1区間(常磐道広野～常磐富岡)、直轄国道4区間、県管理国道22区間、地方道161区間で通行止め。	・高速道路においては、4月1日までに応急復旧が完了しており、順次本復旧に着手。 ・直轄国道においては、4月10日までに迂回路利用を含め応急復旧が完了しており、今後は、国道45号について仮橋の設置等により9月中を目途に広域迂回の解消を図るとともに、片側交互通行の解消等、順次本復旧に着手。 ・都道府県道、市町村道においては、自治体からの要請に応じて、被災状況調査、災害復旧に関する助言等を行っているところであり、引き続き地方公共団体の復旧を支援。	
鉄道	・震災直後は、6路線の新幹線(東北、秋田、山形、上越、長野、東海道)をはじめ、42社177路線で運転を休止。	・東北・秋田・山形新幹線は100%、在来幹線は96%。東北新幹線(仙台～一ノ関)は4月29日に運転再開し、全線開通済み。	・早期復旧に努力。	
バス	・東北主要3県において、196両の車両損害(乗合62両・貸切134両)及び115棟の社屋等の損害(全壊30棟・一部損壊85棟)が発生。	・避難所を中心として当面の生活に必要な路線バスが震災前の70%を超える水準まで運行再開。 ・その他、鉄道在来線の被害による運休に対応して新たに鉄道代替バスを運行。	・引き続き地域の復興状況等に応じ、各自治体とバス事業者において、通院、通学、買い物等地域の生活に必要な路線バスの確保を検討。 ・計画的避難区域及び緊急時避難準備区域においては、地域の状況に応じ、路線バスが運行再開。警戒区域においては、運行再開のめど立たず。	・災害情報(交通含む)【国土交通省HP】 ・鉄道の運転状況【JR東日本HP】 ・岩手県及び宮城県の沿岸地区における路線バスの運行状況【国土交通省HP】
航空	・仙台空港が津波により使用不能。	・仙台空港は4月13日から民航機就航再開。 ・被災地周辺の13空港は全て利用可能。 ・仙台空港等の完全復旧に向け復旧作業を実施中。	・仙台空港等の完全復旧に向け、空港基本施設、航空保安施設の本復旧工事を実施するとともに、仙台空港の旅客ターミナルビルの復旧工事に対する支援を実施。	・震災に対応した鉄道代替バスの運行状況【国土交通省HP】

港湾	・震災直後には、14の国際拠点港湾及び重要港湾(八戸港、久慈港、宮古港、釜石港、大船渡港、仙台塩釜港(塩釜港区、仙台港区)、石巻港、相馬港、小名浜港、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)、鹿島港)等が被災し利用不可能。	・これまでの航路・泊地の啓開や岸壁の応急復旧等により、八戸港から鹿島港に至る港湾において、全体として40%の公共岸壁(-4.5m以深)が、上載荷重の制限、吃水制限等はあるが暫定利用可能。	・都市・産業の復旧・復興等を踏まえつつ順次本復旧。
離島航路	・気仙沼～大島、女川～江島、石巻～長渡、塩竈～朴島の4航路で、使用船舶の陸上への乗り上げ等や岸壁の損傷が発生。	・気仙沼～大島航路が3月30日より、石巻～長渡航路が3月24日より、塩竈～朴島航路が3月26日より限定的な運航を再開。	・航路の啓開、岸壁の復旧状況等に応じて、順次、本格復旧に向けた準備を進行。
フェリー	・八戸港、仙台塩釜港(仙台地区)、茨城港(大洗港区)の被災により寄港不可能(八戸～苫小牧航路、名古屋～仙台～苫小牧航路、大洗～苫小牧航路)。	・八戸～苫小牧航路は青森～苫小牧航路へ変更して3月22日より再開。 ・名古屋～仙台～苫小牧航路は仙台～苫小牧間を3月28日より、名古屋～仙台～苫小牧間を4月11日より限定再開(旅客取扱なし)。仙台～苫小牧間について4月28日より旅客取扱開始。 ・大洗～苫小牧航路は運航休止中。	・大洗港復旧後の運航再開を目指す(6月目途)等、各港湾の復旧状況に応じて、通常運航に向けた準備を進行。

#### 4. その他基盤

項目	被災時の被害状況	現在の被害・復旧の状況	当面の復旧見通し・目標	担当省庁等HP・資料
河川	・直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害が発生。	・特に緊急的な対応が必要な箇所では緊急復旧工事を実施し、これまで40箇所ですべて完了。	・特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施。	
海岸	・岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。	・特に緊急的な対応が必要な箇所では緊急復旧工事を実施中。	・高潮の侵入防止、内陸部の排水対策の促進を目的とし、出水期までに盛土等により高潮位までの締切を実施し、さらに台風期までに現地発生材等を活用して補強を行う応急措置を講じる予定。	・ <a href="#">災害情報(河川・海岸含む)</a> 【国土交通省HP】
漁港	・岩手、宮城、福島3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、3県で計5,944億円。	・緊急に航路・泊地(岩手、宮城、福島の90漁港)のがれき除去や岸壁補修等が必要な漁港について応急工事を実施中。	・生活物資の搬入や早期に漁業活動を再開する必要がある漁港について応急工事を実施。	・ <a href="#">漁港の被害状況・対応(pdf)</a> ・ <a href="#">水産関連情報(漁港含む)</a> 【農林水産省HP】
農地等	・津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のあった水路等の農業用施設の被害は約7,400箇所。	・被災した農地・農業用施設の復旧については、査定前着工を活用し、74箇所ですべて復旧工事に着手。 ・地震及び津波による被災区域では、64台の災害応急用ポンプによる排水対策や作付けのための用水手当てを支援するとともに、一部の排水樋門周辺のがれき除去や排水機場等の応急復旧を緊急に実施中。	・被災した農地・農業用施設については、二次災害防止のための排水対策や今季の水田作付けに間に合う地区の復旧を中心に順次復旧工事に着手。	・ <a href="#">農地等の被害・復旧状況(pdf)</a> ・ <a href="#">査定前着工復旧工事(pdf)</a> ・ <a href="#">農村・農地・農業用施設関連情報</a> 【農林水産省HP】

## 沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況

平成23年5月18日

県	市町村	県への 事務委託*1	がれき推計量*2 (千t)	仮置場への搬入状況			
				仮置場 設置数	仮置場 面積 (ha)	搬入済量*3 (千t)	搬入済量 の割合 (%)
岩手県	洋野町		244	1	3.0	45	18%
	久慈市		807	5	6.0	45	6%
	野田村	有	111	6	5.0	55	50%
	普代村		52	2	2.0	10	19%
	田野畑村	有	40	2	4.0	13	33%
	岩泉町	有	70	1	3.0	21	30%
	宮古市	有	1,162	11	22.0	198	17%
	山田町	有	553	7	12.0	339	61%
	大槌町	有	620	14	14.0	31	5%
	釜石市		762	8	11.0	84	11%
	大船渡市		756	16	20.0	152	20%
	陸前高田市	有	865	8	28.0	146	17%
	計		6,042	81	130.0	1,139	19%
宮城県	仙台市		1,352	11	110.0	163	12%
	石巻市	有	6,163	9	65.1	427	7%
	塩釜市	有	891	3	3.8	119	13%
	気仙沼市	有	1,367	14	13.1	431	32%
	名取市	有	526	3	9.3	244	46%
	多賀城市	有(予定)	612	9	11.2	84	14%
	岩沼市	有	520	7	13.7	120	23%
	東松島市	有(予定)	1,657	6	69.4	208	13%
	亘理町	有	812	4	18.9	69	8%
	山元町	有	533	15	19.5	178	33%
	松島町	有(予定)	75	3	4.1	9.5	13%
	七ヶ浜町	有(予定)	333	2	4.4	98	29%
	利府町	有(予定)	21	3	1.4	1	5%
	女川町	有	444	5	6.1	85	19%
	南三陸町	有(予定)	645	25	20.7	61	9%
	計		15,951	119	370.5	2,298	14%
	福島県	いわき市		1,226	14	26.3	279
相馬市			467	1	9.4	5	1%
南相馬市			640	5	24.6	18	3%
新地町			167	8	8.0	13	8%
広野町			25	1	0.4	0.2	1%
楡葉町			58	—	—	—	—
富岡町			49	—	—	—	—
大熊町			37	—	—	—	—
双葉町			60	—	—	—	—
浪江町			147	—	—	—	—
計			2,876	29	68.7	315	11%

\*1 県への事務委託： 地方自治法第252条の14第1項の規定に基づく事務の委託を行っている場合は「有」、行う予定である場合は「有(予定)」と記載。

\*2 がれき推計量： 衛星画像を用いて浸水区域を特定し、これをもとに、環境省において津波により倒壊した家屋等のがれき量を推計したもの。

\*3 搬入済量： 平成23年5月17日現在で県を通じて把握がなされた仮置場への搬入済量を集計したもの。

東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針  
(マスタープラン) について

1. 概要

- ・主に仮置場に搬入された後の処理に焦点を当てて、処理推進体制、財政措置、処理方法、スケジュール等についてとりまとめたもの。
- ・第 10 回災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討・推進会議（5 月 12 日開催）において、関係省庁間で議論。
- ・環境省でとりまとめ、5 月 16 日（月）に環境省から関係 7 県に通知。
- ・本マスタープランを受け、各県が具体的な実行計画を作成する予定。

2. 処理推進体制

- ・国は、財政措置、専門家の派遣、広域かつ効率的な処理に向けた情報提供等の支援を実施。
- ・県は、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町村等との総合調整を行い、具体的処理方法を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成。
- ・市町村は、県が作成した災害廃棄物処理の実行計画を踏まえ、災害廃棄物の処理を実施（県が事務委託を受けた場合は県が処理）。

3. 処理に関する財政措置

- ・国庫補助率の嵩上げ等による財政措置を実施済み。
- ・以下により、効率的執行を確保。
  - －処理の実行計画の策定・進捗管理等への専門家の関与
  - －競争性を確保した契約方式の採用（地元雇用も考慮した上で）
  - －震災前の相場等を参考にした適正な予定価格の設定
  - －近隣自治体と共同処理体制を構築することにより広域処理を推進

## 4. 処理方法

### (1) 処理の考え方

- ・分別及び適切な処理により、総処理コスト低減、最終処分量の削減。
- ・再生利用が可能なものは、極力再生利用する。
- ・コンクリートくずは復興資材として被災地で活用。
- ・リサイクルルート確立済みの自動車、テレビ、冷蔵庫、エアコン、洗濯機等を可能な限りリサイクル。
- ・収集運搬計画策定等において、交通渋滞が発生しないよう配慮。

### (2) 広域処理の必要性

- ・広域処理は費用効率的となる場合があり、処理の選択肢を多くする観点から促進（国による情報提供等）。

### (3) 種類別処理方法

- ・廃棄物の種類別処理方法について記述。

[可燃物、木くず、不燃物、金属くず、コンクリートくず、家電・自動車、船舶、危険物等、津波堆積物、火災が発生した場所にある廃棄物]

## 5. スケジュール

### (1) 仮置場への移動

生活環境に支障が生じうる災害廃棄物（例えば、現在住民が生活を営んでいる場所の近傍にある災害廃棄物）：

平成23年8月末までを目途に仮置場へ概ね移動

その他：

平成24年3月末までを目途

### (2) 中間処理・最終処分

腐敗性等がある廃棄物：

速やかに処分

木くず、コンクリートくずで再生利用を予定しているもの：

劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定

その他：

平成26年3月末までを目途

# 損壊家屋等の処理に向けたスケジュール

環境省

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	23年度	24年度	25年度	26年度以降
1. 避難施設・居住地の近傍の廃棄物（生活環境に支障が生じる廃棄物）等の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
2. 上記以外の廃棄物の処理	<p>仮置場の確保</p> <p>収集</p> <p>中間処理</p> <p>最終処分</p> <p>木くず、コンクリートくずの再生利用</p> <p>劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定</p>									
3. 地域の実情に応じた処理体制の整備	<p>廃棄物量調査</p> <p>処理実行計画策定</p> <p>進捗管理</p> <p>協議会の設置・運営</p>									
4. 処理の推進に向けた支援	<p>マスタープラン策定</p> <p>国、研究所等による支援 （財政的支援、損壊家屋等の撤去等に関する指針、 損壊家屋等の処理の進め方指針（骨子案）、各種事務連絡等）</p>									

## 今週の検討会議の開催状況

(1) 被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議 (5/18)

(3月28日設置。座長は池口国土交通副大臣)

- 第4回検討会議において、応急仮設住宅の完成見通し、緊急時避難準備区域における応急仮設住宅の取扱い等について議論。引き続き検討。

## 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(概要)

本格的な復興の取組段階に至るまでの、当面3か月程度の間に関国が取り組んでいく施策を取りまとめ、地方自治体・関係者の協力を得て、被災者の生活の平常化に向けて努力する。

### 1. 避難所等の生活環境の向上

避難所に避難されている被災者及び在宅被災者の生活環境を改善。特に、著しく厳しい環境となっている避難所を重点的に改善するため、県・市町村を支援。必要な情報の提供と各種相談を実施。

### 2. 居住の支援

応急仮設住宅の建設促進、国家公務員宿舎・公営住宅、民間賃貸住宅の活用等を進め、応急仮設住宅等への一刻も早い入居を支援。

8月中旬までに大部分の避難所を解消、応急仮設住宅等への希望者全員の入居を目指す。

### 3. 保健・医療・福祉・教育等のサービスの確保

医療等のサービスの質・量を確保するため、被災地外からの応援、仮設施設の設置を行いつつ、施設の復旧を進める。

教育活動等の平常化に向け、学校施設等を復旧するとともに、被災児童生徒等への支援を充実。

### 4. がれき処理

マイナスの状態から、まっさらな状態(ゼロ)に戻すべく、生活環境に支障が生じ得る災害廃棄物を本年8月末を目途に概ね撤去。

### 5. 緊急災害防止対策

梅雨期前まで、台風期までに必要な二次災害対策をそれぞれ実施。

津波・地盤沈下により湛水した地域の排水や液状化対策を進める。

### 6. ライフライン、交通網、農地・漁港等の復旧

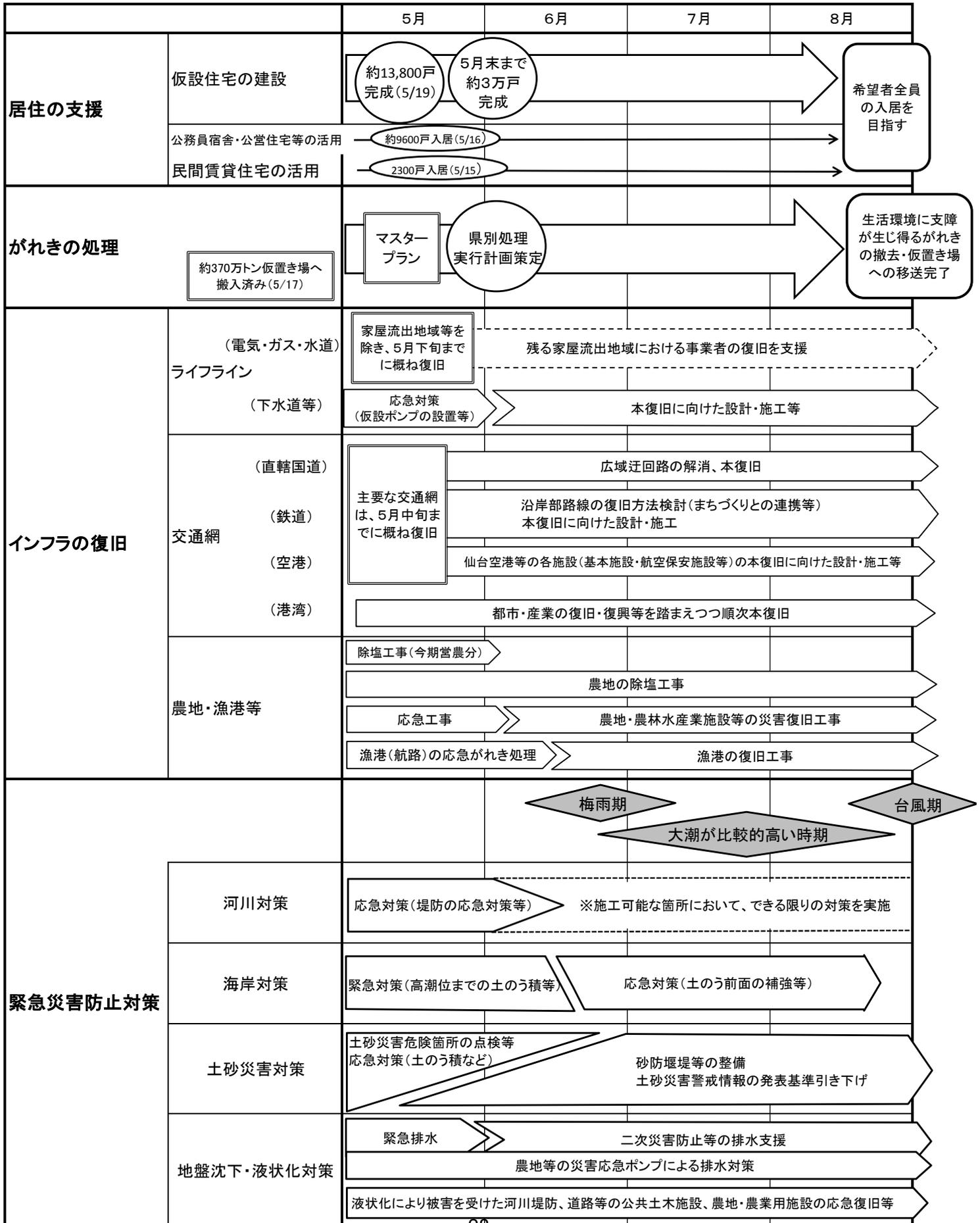
家屋流出等地域におけるライフライン・交通網等のインフラの早期復旧に向けて、引き続き力を注ぐとともに、農地・漁港等の復旧を進める。

全浸水地域を対象とした被災状況等の調査分析を行い、地元自治体の取組の支援を行う。

### 7. 生活の再建に向けて

復旧事業等による雇用創出、新たな就職に向けた支援、被災企業等の雇用維持の取組に対する支援、企業の営業再開支援等を行い、地域経済の復興に向けた足掛かりを作る。

# 東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた 当面の取組方針(スケジュール)



平成 23 年 5 月 20 日  
被災者生活支援チーム

### 3 県全避難所に対する実態把握結果について（第 4 回）

#### I 概要

##### 1 実態把握結果の概要

- (1) 期間 5 月 9～13 日を基本とする（17 日までに回答があったもの）
- (2) 把握箇所 498 か所（前回 536 か所） 対象総数 885 か所（同 965 か所）

##### 2 総評

- (1) ほぼ全ての項目で、最も良くない選択肢に該当する避難所は減少しており、全般的にみて、避難所の生活環境は改善している。
- (2) 地域別でみた場合、沿岸部で避難所数が多い市町村では、それ以外の地域（内陸部の市町村又は沿岸部で避難所数が少ない市町村）よりも生活環境の改善に遅れがみられていたが、今回、多くの分野で環境が改善している（別添資料参照）。

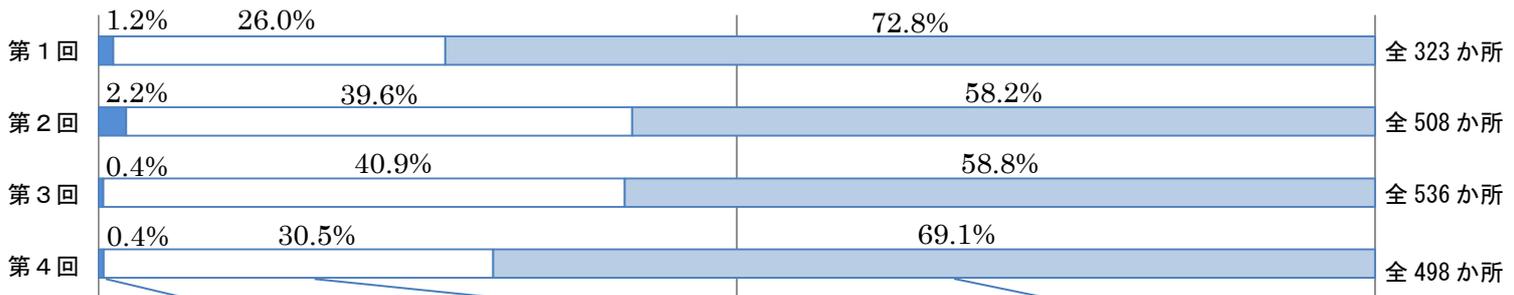
##### 3 個別項目

- (1) ライフラインが全く復旧していない避難所が 2 か所（前回 2 か所）
- (2) おにぎりとおパンのみの避難所は 0 か所（前回 1 か所）。未だ温かい食事の提供ができていない避難所は 2 か所（前回 3 か所）
- (3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できず下着が不足している避難所が 91 か所（前回 182 か所）
- (4) 間仕切りの希望はあるができてない避難所が 50 か所（前回 108 か所）
- (5) 医師の巡回等が十分でない避難所は 10 か所（前回 28 か所）
- (6) シャワー・入浴ができていない避難所は 0 箇所（前回 0 か所）
- (7) 総合的に見ると、特に著しく厳しい状況にある避難所は 0 か所（前回 0 か所）、著しく厳しい状況にある避難所は 0 か所（前回 2 か所）、厳しい状況にある避難所は 12 か所（前回 57 か所）。

## II 各項目の状況

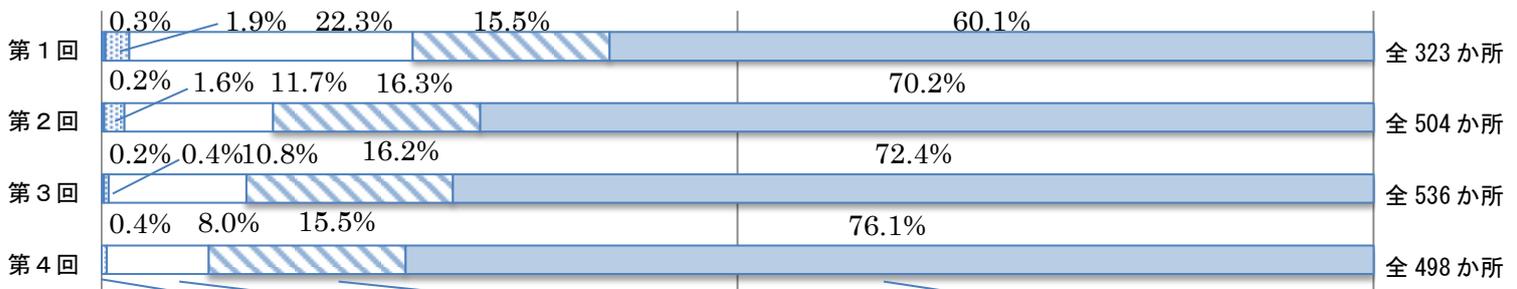
※ ( ) 内の箇所数は第4回の数字

### (1) 水道・電気・ガス・燃料



- 1 水道・電気は復旧しておらず、ガスも利用できない。燃料も著しく不足。(2←2 箇所)
- 2 水道・電気・ガスのいずれかが復旧している(152 箇所)
- 3 水道・電気・ガスが利用可能。燃料も入手可能(344 箇所)

### (2) 食事 (5段階)



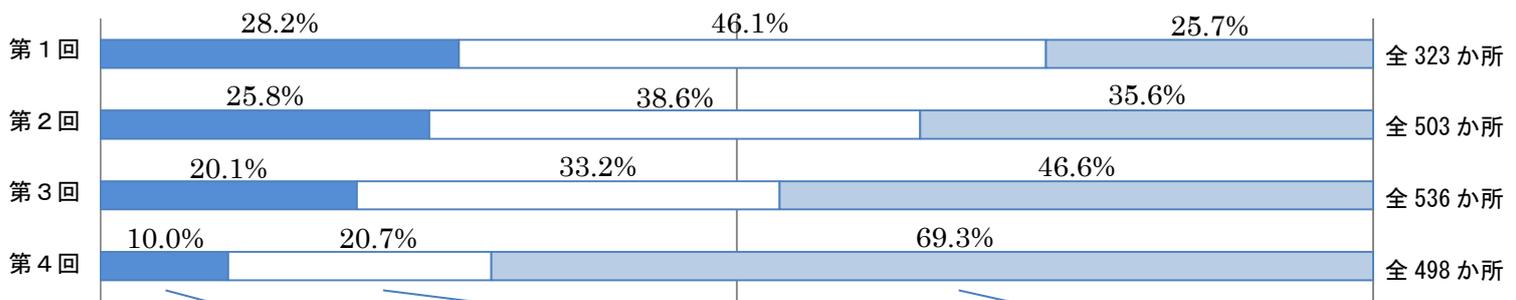
- 1 毎日、おにぎりやパンのみ。(0←1 箇所)
- 2 おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。(2←2 箇所)
- 3 おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。(40 箇所)
- 4 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。(77 箇所)
- 5 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。(379 箇所)

### (3) 下着と洗濯



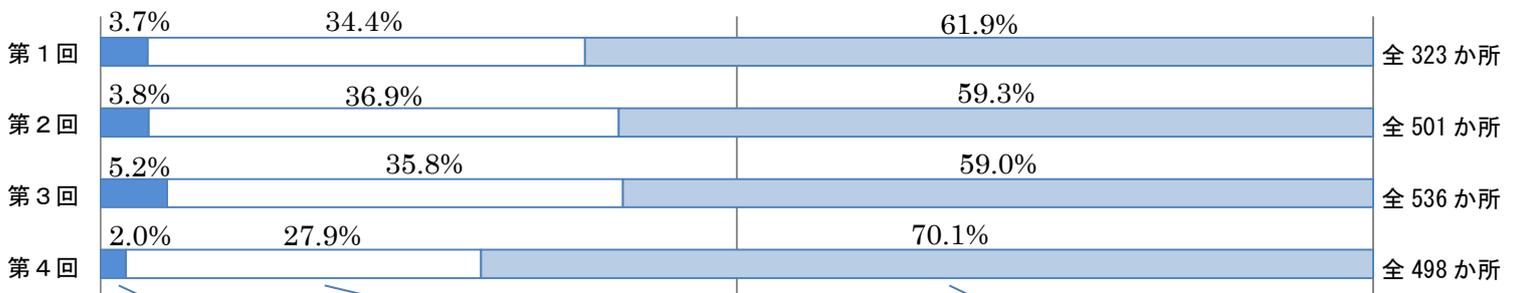
- 1 替えの下着がない。(3←7 箇所)
- 2 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。(88 箇所)
- 3 数が充足し、洗濯もできる。(407 箇所)

#### (4) プライバシーの確保



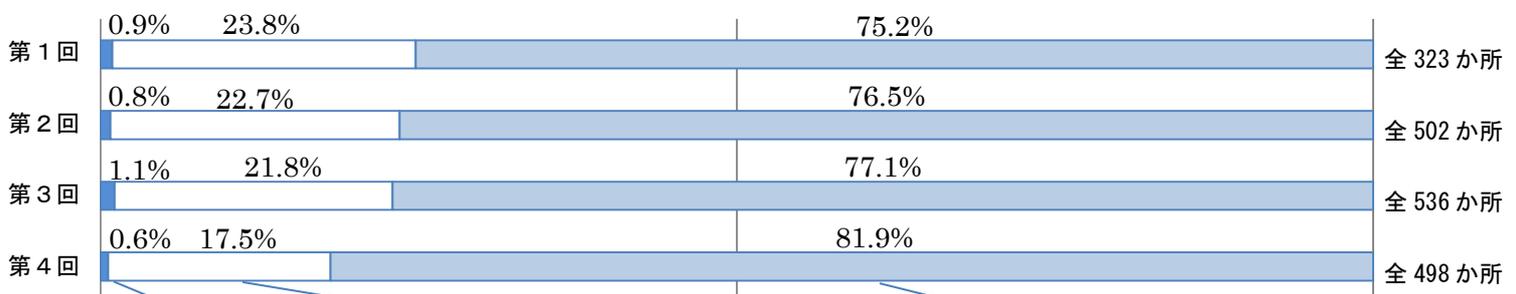
- 1 間仕切りの希望はあるができていない。  
(50←108 か所)
- 2 着替え場所など一部は、仕切られたり、別部屋を用意できている。  
(103 か所)
- 3 居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。又は、間仕切りをする希望がない。  
(345 か所)

#### (5) 医師、看護師又は保健師の巡回等



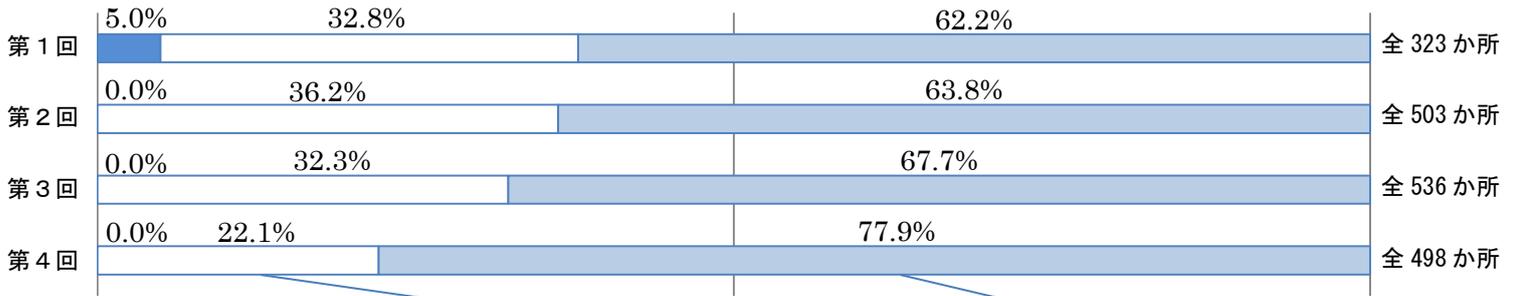
- 1 医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠(10日に1回程度以下)で、近隣の医療機関も利用できない。  
(10←28 か所)
- 2 週に数回程度の巡回がある。  
(139 か所)
- 3 ・1日に1回は巡回がある 又は  
・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は  
・近隣の医療機関が利用できる。  
(349 か所)

#### (6) 薬



- 1 全般的に入手困難。  
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)  
(3←6 か所)
- 2 分野によっては不足。  
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)  
(87 か所)
- 3 全般的に充足している。  
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)  
(408 か所)

## (7) シャワー・入浴

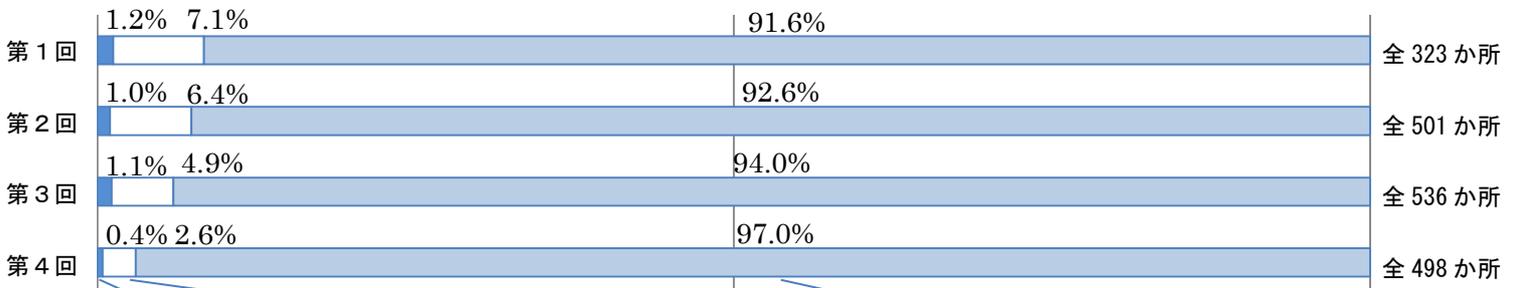


1 大震災以来、シャワーや入浴の機会がほとんどない。  
(0←0 か所)

2 週に1度程度、シャワーや入浴の機会がある。  
(110 か所)

3 週数回、シャワーや入浴の機会がある。  
(388 か所)

## (8) トイレ

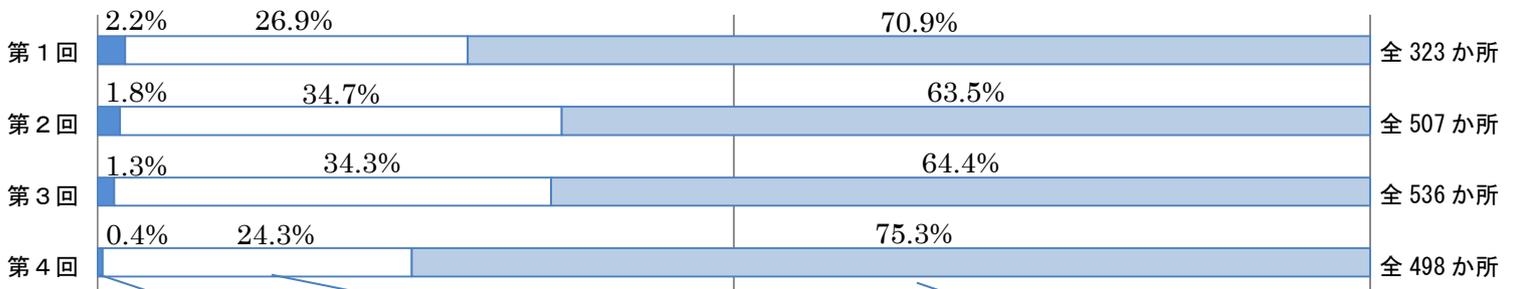


1 トイレ（仮設トイレを含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。  
(2←6 か所)

2 トイレ（仮設トイレを含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。  
(13 か所)

3 仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。  
(483 か所)

## (9) ゴミ処理



1 ゴミ捨て場がない。  
(2←7 か所)

2 ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。  
(121 か所)

3 ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。  
(375 か所)

## (10) 総合評価 (5段階)



- Ⅴ 特に著しく  
厳しい状況  
下にある避  
難所  
(0←0 か所)
- Ⅳ 著しく厳し  
い状況下に  
ある避難所  
(0←2 か所)
- Ⅲ 厳しい状況下  
にある避難所  
(12←57 か所)
- Ⅱ 依然として厳し  
いものの生活環  
境がやや改善し  
ている避難所  
(103←161 か所)
- Ⅰ 一定程度の生活  
が可能な状態に  
ある避難所  
(383←316 か所)

(参考)

数値の合計 (項目ごとの重みは加味していない)

- Ⅴ 特に厳しい状況下にある避難所 9～16点  
(想定される状況の具体例：水道等なし。おにぎり・パンのみ。入浴不可。)
- Ⅳ 著しく厳しい状況下にある避難所 17～24点
- Ⅲ 厳しい状況下にある避難所 25～31点
- Ⅱ 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32～38点
- Ⅰ 一定程度の生活が可能状態にある避難所 39～45点  
(想定される状況の具体例：水道等復旧。温かい食事。週複数回入浴可。)

## (参考) 実態把握の趣旨及び要領について

### 1 趣旨

東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（5月17日現在 885か所）を対象に生活環境に関する状況を把握。ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に係る9項目について、各項目毎に3又は5段階で評価し、集計。

### 2 実態把握対象（5月17日現在）

岩手県	24市町村	353か所	うち回答	299か所	(84.7%)
宮城県	28市町村	404か所	うち回答	155か所	(38.4%)
福島県	30市町村	128か所	うち回答	44か所	(34.4%)
合計	82市町村	885か所	うち回答	498か所	(56.3%)

※第1回から第4回までのいずれかで回答があったもののうち、直近のものを集計。

前回 536 か所 + 今回 356 か所 - 重複箇所 (2回以上回答) 308 か所 - 閉鎖 86 か所 = 498 か所

※福島県については県の都合により、今回は回答がなかった。

### 3 回答記入期間

5月9日～5月13日を基準とする

### 4 回答記入者

県・市町村を通じ、各避難所のとりまとめ役など避難所の状況を熟知されている方に記入を依頼（該当する方がいない場合は、市町村職員等が知り得た状況を記入）。実態把握票は別紙のとおり。

## 全避難所実態把握票

避難所名	記入日	回答者名
(例：●●県▲▲町■●小学校)	年 月 日	(電話番号 )

避難者数 ( )人	避難所近隣の自宅等に居住し、食事のみ受け取っている人の数 ( )人
--------------	--------------------------------------

該当する状態あるいは最も近い選択欄の数字に○をつけてください。

## 1 水道・電気・通信・ガス・燃料

選択欄	1	2	3
状態	水道、電気、通信は復旧しておらず、ガスの利用もできない。灯油などの燃料も著しく不足。	いずれかが復旧している。 【復旧、利用可能なものに○を付けてください。】 ・水道 ・電気 ・通信（固定電話、携帯電話、インターネット） ・ガス ・灯油などの燃料	水道、電気、通信が復旧。ガスも利用可能（都市ガスの復旧、プロパン燃料の確保）。灯油などの燃料も入手可能。

## 2 食事（避難所の配給以外の炊き出し等で入手できる食べ物も含む。）

選択欄	1	2	3	4	5
状態	毎日、おにぎりやパンのみ。	おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。	おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。	毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。

## 3 下着と洗濯

選択欄	1	2	3
状態	替えの下着がない。	替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。	数が充足し、洗濯もできる。

## 4 プライバシーの確保

選択欄	1	2	3
状態	間仕切りの希望はあるが、できていない。	間仕切りの希望があり、着替え場所など一部は間仕切りをしたり、別部屋を用意できているが、居場所の間仕切りができていない。	居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。又は、間仕切りをする希望がない。

裏面へ→

## 5 医師、看護師又は保健師の巡回等

選択欄	1	2	3
状態	医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠（10日に1回程度以下）で、近隣の医療機関も利用できない。	週に数回程度の巡回がある。	・1日に1回は巡回がある 又は ・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は ・近隣の医療機関が利用できる。

## 6 薬

選択欄	1	2	3
状態	全般的に入手困難（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	分野によっては不足（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）	全般的に充足している。（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）

## 7 シャワー・入浴（避難所以外の入浴施設も含む。）

選択欄	1	2	3
状態	大震災以来、シャワーや入浴の機会がほとんどない。	週に1回程度、シャワーや入浴の機会がある。	週数回、シャワーや入浴の機会がある。

## 8 トイレ

選択欄	1	2	3
状態	トイレ（仮設トイレを含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。	トイレ（仮設トイレを含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。	仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。

## 9 ゴミ処理

選択欄	1	2	3
状態	ゴミ捨て場がない。	ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。	ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

## 避難所実態把握の地域別の分析結果

### 1 分析方法と結果

(1) 避難所実態把握（第4回）の結果について、便宜的に以下の2地域に分けて分析。

地域A：沿岸部で避難所が10か所以上所在する市町村  
(13市町村 避難所数603か所 (回収率63.5%))

地域B：地域A以外で避難所が所在する市町村  
(69市町村、避難所数282か所 (回収率40.8%))

※1 計82市町村、避難所数885か所 (回収率56.3%)

※2 避難所数、市町村数は5月17日時点のもの。

(2) 分析の結果、地域Aにおいて、下着・洗濯(「3」が約6割→約8割)、プライバシーの確保(「3」が約4割→6割以上)、入浴(「3」が約6割→約7割以上)、ゴミ(「3」が約6割→約7割)等で環境改善が見られる。

### 2 個別項目

#### ① 水道・電気・ガス・燃料

地域Aは「2」以下が約4割。地域Bは「3」が9割以上。

	1	2	3
地域A	0.5% (0.5%)	37.9% (47.8%)	61.6% (51.7%)
地域B	0.0% (0.0%)	6.1% (13.1%)	93.9% (86.9%)

← 環境厳しい

環境が良い →

1：水道、電気は復旧しておらず、ガスの利用もできない。灯油などの燃料も著しく不足。

2：いずれかが復旧している。

3：水道・電気が復旧。ガスも利用可。灯油等の燃料も入手可。

※ 表中カッコ内は、前回(5月2日)公表時の数字。以下同じ。

② 食事

地域Aは「3」以下が約1割。地域Bは「5」が8割以上。

	1	2	3	4	5
地域A	0.0% (0.2%)	0.5% (0.5%)	9.7% (12.8%)	15.9% (17.7%)	73.9% (68.8%)
地域B	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.6% (2.8%)	13.9% (10.3%)	83.5% (86.9%)

← 環境厳しい

環境が良い →

- 1 : 毎日おにぎりやパンのみ。
- 2 : おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。
- 3 : おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。
- 4 : 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かい物が加わる。
- 5 : 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物が加わる。

③ 下着・洗濯

地域Aは「2」以下が約2割。地域Bは「3」が9割以上。

	1	2	3
地域A	0.8% (1.6%)	21.9% (38.0%)	77.3% (60.4%)
地域B	0.0% (0.0%)	3.5% (11.2%)	96.5% (88.8%)

← 環境厳しい

環境が良い →

- 1 : 替えの下着がない。
- 2 : 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。
- 3 : 数が充足し、洗濯もできる。

④ プライバシーの確保

地域Aは「1」が約1割。地域Bは「3」が8割以上。

	1	2	3
地域A	12.3% (24.0%)	21.9% (33.3%)	65.8% (42.7%)
地域B	2.6% (4.7%)	16.5% (32.7%)	80.9% (62.6%)

← 環境厳しい

環境が良い →

- 1 : 間仕切りの希望はあるが、できていない。

- 2 : 間仕切りの希望があり、着替え場所など一部は間仕切りをしたり、別部屋を用意できているが、居場所の間仕切りができていない。
- 3 : 居場所がついたてで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。又は、間仕切りをする希望がない。

⑤ 医師等の巡回

地域Aには「1」が存在。地域Bは「3」が8割以上。

	1	2	3
地域A	2.6% (6.5%)	30.8% (38.7%)	66.6% (54.8%)
地域B	0.0% (0.0%)	18.3% (24.3%)	81.7% (75.7%)

← 環境厳しい 環境が良い →

- 1 : 医師、看護師又は保健士の巡回がないか間遠（10日に1回程度以下）で、近隣の医療機関も利用できない。
- 2 : 週に数回程度の巡回がある。
- 3 : 1日に1回は巡回がある 又は医師、看護師又は保健士が常駐している 又は近隣の医療機関が利用できる。

⑥ 薬

地域Aには「1」が存在。地域Bは「3」が9割以上。

	1	2	3
地域A	0.8% (1.4%)	21.9% (25.6%)	77.3% (73.0%)
地域B	0.0% (0.0%)	2.6% (6.5%)	97.4% (93.5%)

← 環境厳しい 環境が良い →

- 1 : 全般的に入手困難（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）
- 2 : 分野によっては不足（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）
- 3 : 全般的に充足している。（巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。）

⑦ シャワー・入浴

地域Aは「2」が約4分の1。地域Bは「3」が約9割。

	1	2	3
地域A	0.0% (0.0%)	25.1% (38.0%)	74.9% (62.0%)
地域B	0.0% (0.0%)	12.2% (9.3%)	87.8% (90.7%)

← 環境厳しい 環境が良い →

1：大震災以来、シャワーや入浴の機会がほとんどない。

2：週に1度程度、シャワーや入浴の機会がある。

3：週数回、シャワーや入浴の機会がある。

⑧ トイレ

地域Aには「1」が存在。地域Bは「3」が9割以上。

	1	2	3
地域A	0.5% (1.4%)	3.1% (6.1%)	96.3% (92.5%)
地域B	0.0% (0.0%)	0.9% (0.0%)	99.1% (100.0%)

← 環境厳しい 環境が良い →

1：トイレ（仮設を含む。）の数が不十分で汲み取りなども行われていない。

2：トイレ（仮設を含む。）の数はあるが汲み取りなどは行われていない。

3：仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。

⑨ ゴミ

地域Aは「2」以下が約3割。地域Bは「3」が9割以上。

	1	2	3
地域A	0.5% (0.9%)	30.3% (42.4%)	69.2% (56.6%)
地域B	0.0% (2.8%)	4.3% (1.9%)	95.7% (95.3%)

← 環境厳しい 環境が良い →

1：ゴミ捨て場がない。

2：ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1，2回。

3：ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。

⑩ 総合評価

地域Aには「Ⅲ」が存在。地域Bは「Ⅰ」が9割以上。

	V	IV	Ⅲ	Ⅱ	I
地 域 A	0.0% (0.0%)	0.0% (0.5%)	3.1% (13.3%)	26.1% (35.0%)	70.8% (51.3%)
地 域 B	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	0.0% (0.0%)	2.6% (10.3%)	97.4% (89.7%)

← 環境厳しい

環境が良い →

V：特に厳しい状況下にある避難所

IV：著しく厳しい状況下にある避難所

Ⅲ：厳しい状況下にある避難所

Ⅱ：依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所

I：一定程度の生活が可能状態にある避難所

地域別分析参考資料

地域A(沿岸部で避難所が10か所以上所在する市町村※)に含まれる市町

【岩手県】 6市町

宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

【宮城県】 6市町

気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、仙台市

【福島県】 1市

いわき市

※ 5月17日時点のもの。

【岩手県】



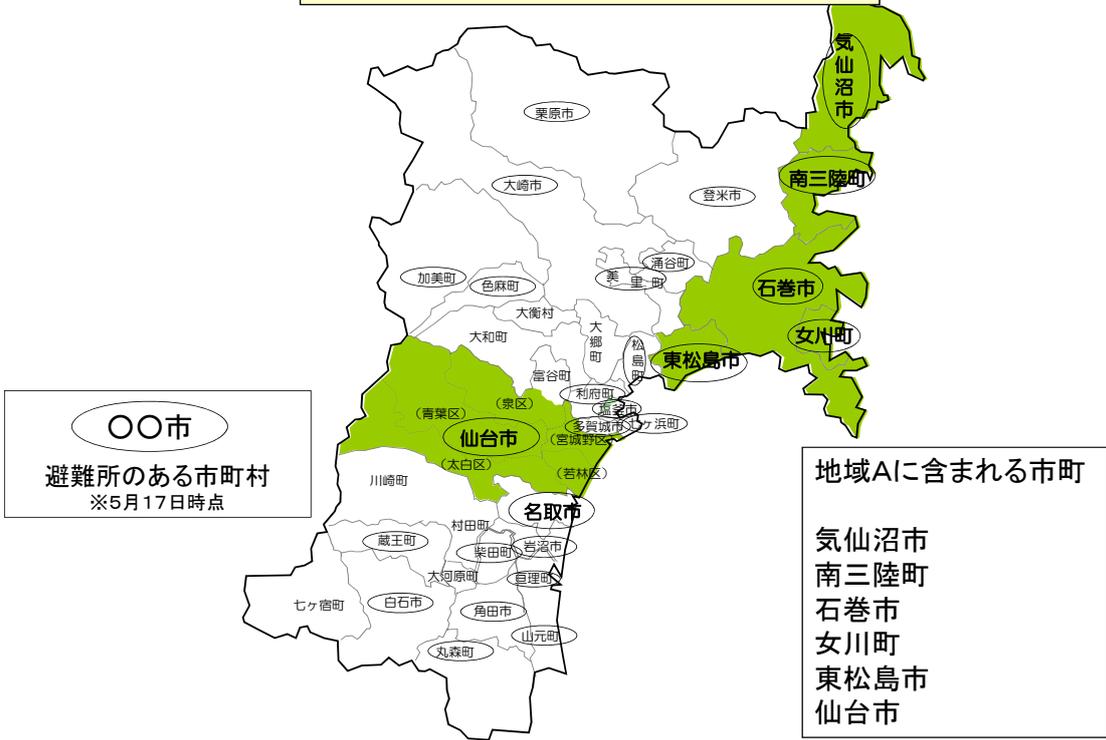
地域Aに含まれる市町

宮古市  
山田町  
大槌町  
釜石市  
大船渡市  
陸前高田市

〇〇市

避難所のある市町村  
※5月17日時点

【宮城県】



【福島県】



## 被災地における被災者生活支援に関する説明会

## ○会 場

## 【岩手県】※実施済み

5月16日（月）

15:00～17:30 大船渡地区県合同庁舎 第3会議室

対象：県、大船渡市、陸前高田市、住田町等

5月17日（火）

10:00～12:30 釜石地区県合同庁舎 大会議室

対象：県、釜石市、大槌町、遠野市等

15:00～17:30 宮古地区県合同庁舎 第3会議室

対象：県、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村等

5月18日（水）

10:00～12:30 久慈地区県合同庁舎 大会議室

対象：県、久慈市、洋野町、野田村、普代村等

## 【宮城県】※実施予定

5月30日（月）

13:00～15:30 宮城県自治会館 202・203会議室

対象：県、市町村（県内全市町村）

## ○内 容

- ・ 政府の取組について（冒頭説明） 平野副大臣
- ・ 各種制度の説明
  - ・ 応急仮設住宅・公営住宅等への二次避難、一時的移転
  - ・ 中小企業の生業支援
  - ・ 農林漁業の生業支援
  - ・ がれき処理
  - ・ 被災団体への人的支援、財政支援
- ・ 質疑応答
- ・ 避難所の生活環境改善等に関する意見交換

## 被災者生活支援チーム 対策の経過（事務記録）（未定稿）

月日	生活支援チームの動き	現地等その他の状況
3月11日 (発災)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊対本部（官邸）にて、物資の調達・配送を開始（本来なら県が行うべきものだが、政府が業務を肩代わりして対応）</li> <li>○政府緊対本部事案対処班として、物資調達・配送、海外支援受入等を約 30 名にて開始（3月14日には 70 名規模に）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 14:46 発災</li> </ul>
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災地の物資調達について、国費にて対応する予備費使用の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東北 3 県避難所避難者数最大 409,146 人</li> </ul>
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援本部設置を決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○高速道路の緊急通行車両確認標章のトラックに対する交付手続きを緩和（緊対本部で交付手続きを実施）</li> <li>○3 県避難所数最大 1,994 か所</li> <li>○インフラ・ライフラインの最大被害状況（3 県） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 停電 214 万戸（契約 344 万戸）</li> <li>・ 断水 215 万戸</li> <li>・ 都市ガス供給停止 42 万戸</li> <li>・ 通信（固定電話）100 万回線（契約 300 万回線）</li> </ul> </li> <li>○DMAT 派遣 最大 193 チーム活動</li> <li>○事務局からの食事の配送 1 日最高 113 万食</li> </ul>
3月18日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急重点 SS でのトラックに対する優先給油を開始</li> </ul>
3月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局次長（2 人）、審議官（2 人）を発令</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3 県への食糧供給が 1 日 90 万食程度が続く</li> <li>○県内の物資集積拠点が飽和状態になり、末端までの輸送が滞る</li> </ul>
3月20日 (10 日目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活支援本部が、物資支援業務と庁舎職員約 70 人を引き継ぐ。内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始</li> <li>○その他の生活支援にも着手。参事官（12 人）を発令。職員・組織の拡充開始</li> <li>○本部運営会議を開始（翌日から毎日 11:00～11:30）</li> </ul>	
3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「各班の現状と課題」を整理し、運営会議で議論</li> <li>○「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」発足</li> <li>○現地での個別問題の処理に本格的に取り組み（いわき市のコンビニ再開働きかけ。原発 20～30km 圏の医療、石油供給など）。以後毎日</li> <li>○地下講堂をプレスに公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○食料、水、燃料の配送に加え、日用品の配送が増える（トイレットペーパー、おむつ等）</li> </ul>

3月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○職員数約100人に</li> <li>○各府省連絡会議が発足（各省次官長官会議。隔日開催）</li> <li>○3県庁と本部とのホットラインを開始</li> <li>○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」発足</li> <li>○被災自治体への人的応援のため、総務省から他県・市町村への派遣を依頼。本部から各省への派遣を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警察が一般車の交通規制を解除</li> </ul>
3月23日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市の対策本部に物流専門家を派遣。集積拠点での在庫管理等の活動を開始</li> </ul>
3月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害廃棄物・現地調査団（団長：樋高環境大臣政務官）が釜石市、大槌町を視察</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東北自動車道開通</li> <li>○避難所生活環境改善のための物資（パーテーション、一般薬など）の配送が増える</li> <li>○宅配事業者が3県の避難所と集落への救援物資配送体制を整備</li> </ul>
3月25日 (2週間後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事務局内体制がほぼ固まる（参事官13人、班編成完成）</li> <li>○平野事務局長（副大臣）が記者会見「本部事務局の業務について」</li> <li>○災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議にて「損壊家屋等の撤去等に関する指針」取りまとめ</li> <li>○講堂が手狭になり、一部職員が1階へ移転</li> </ul>	
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地からの要望や課題に応えるだけでなく、重要課題や先を見こした対策に取り組むことを開始。本部が何を送ったかだけでなく、現場が何を欲しているかの視点で検討へ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災者受入れ可能な公務員宿舎等の数を公表（4万2千戸）</li> </ul>
3月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営会議にて、テーマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1～2テーマずつ議論</li> <li>○「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3県避難者数がほぼ一定に（約15万人、約2,400か所）</li> <li>○トイレトペーパー、おむつの配送がほとんど終了する</li> </ul>
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力被災者支援チームが発足。当本部との分担決定（両事務局長）</li> <li>○「被災地の復旧に関する検討会議」発足</li> <li>○3県×2か所での避難所の定点観測を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民間トラックによる輸送回数が延べ1000回を超える</li> <li>○東北3県の燃料供給がほぼ前年同月並みに（末端を除く）</li> </ul>
3月30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁新聞第1号発刊</li> </ul>	
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○原子力チーム関係省庁が初会合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3県への食事の配送が80万食を下回り、70万食前後に落ち着く</li> </ul>
4月1日	(3週間後)	
4月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総理大臣が陸前高田市視察、平野副大臣同行</li> </ul>	
4月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○表「現地の課題と支援本部の取組（分類）」を整理</li> <li>○松本大臣が現地視察（3日～4日）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○炊き出し用機器（薪ストーブ、大型鍋）を石巻市等へ配送</li> </ul>
4月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営会議での、原子力チームからの報告を定例化</li> </ul>	

4月5日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各府省連絡会議を火・金曜開催に</li> <li>○被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議にて「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取りまとめ</li> <li>○被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急総合政策として「フェーズ1」取りまとめ</li> </ul>	
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全避難所の要支援度把握を開始</li> <li>○本部HP立上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災県で物資が充足し、全国知事会緊急広域災害対策本部と被災県との協議に基づき、食料品以外の救援物資の受入れを一時中止する旨、同本部が通知</li> <li>○原発事故により役場を区域外に移転している8町村について、居所が不明な町村住民の所在を確認するため、福島県において「福島県双葉郡支援センター」を立ち上げ</li> </ul>
4月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自民党からの要望に回答（官房長官他）</li> <li>○平野事務局長の定例記者会見を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○23:32 宮城県沖地震 M7.4</li> </ul>
4月8日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○義援金配分割合決定委員会が発足。第1回配分基準を決定</li> </ul>
4月9日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○仮設住宅入所第1号（陸前高田市）</li> <li>○炊き出し用機器（大型ガスコンロ、かまど等）を福島県及び岩手県へ配送（21日まで）</li> </ul>
4月11日 (1か月後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○壁新聞第3号（当事務局編集により「住宅特集」を掲載）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○17:17 福島沖地震 M7.1</li> </ul>
4月12日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○当本部からの食料提供が40万食台に</li> <li>○住所地外に移った避難者を把握するため、地方自治体共通の全国避難者情報システムを構築するための通知（総務省）</li> </ul>
4月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本部HP充実（本部の実績や取組み状況を掲載）</li> </ul>	
4月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公明党からの要望に回答（官房長官他）</li> </ul>	
4月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平野副大臣定例記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活再建支援金支給の迅速化について</li> <li>・3県全避難所把握第1回取りまとめ結果について</li> </ul> </li> </ul>	
4月16日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○県・市の物資集積拠点における物資の飽和状態を解消し、迅速に物資を配送するため、政府現地対策本部を通じ、県・市と物流事業者が調整して県外の保管場所に滞留品を移送</li> </ul>
4月21日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○国による物資の調達・配送の代行を、県へ移行</li> </ul>
4月22日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東日本大震災に関してとられた特別措置等の解説集」（Q&amp;A、参考資料集）を関係県・市町村に配布</li> <li>○壁新聞第6号（当事務局編集により「暮らしのお金特集」を掲載）</li> <li>○平野副大臣定例記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・3県全避難所に対する実態把握結果（第2回）</li> <li>・被災地の復旧に関する検討会議現地視察</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社団法人全日本トラック協会に対し、国土交通省より「支援物資輸送に係るトラック事業者への協力要請について」を通知</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者健康支援連絡協議会の設置</li> </ul>	
4月23日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○仙谷副長官現地（気仙沼市、亶理町、山元町、相馬市）視察（23～24日）</li> <li>○平野副大臣現地（大船渡市、陸前高田市、石巻市、仙台市、岩手県政府現地連絡対策室）視察（23～25日）</li> </ul>	
4月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○民主党内閣部門会議に当本部説明資料提出</li> <li>○3県全避難所に対する実態把握（第2回）の地域別分析結果の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○内閣府防災パンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」を公表</li> </ul>
4月27日		<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法の一部を改正する法律」が成立</li> <li>○補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ</li> <li>○3県に対して、主要な物資の調達先・輸送手配先リストを提供 所管省庁を通じて、関係企業・団体等へ協力を依頼（同日までに実施）</li> <li>○3県に対して「今後の物資の搬送と積み下ろしについて」を通知</li> </ul>
4月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自民党第2次提言への回答（玄葉大臣他）</li> <li>○平野副大臣定例記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災地の普及に関する検討会議（現地視察報告）</li> <li>・「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2</li> <li>・福島県双葉郡支援センター（コールセンター）の周知のお願い</li> <li>・「被災者生活支援に関する各種制度の概要（東日本大震災編）」の作成</li> </ul> </li> <li>○生活支援ハンドブック（壁新聞の記事をまとめたもの）を作成、配布</li> </ul>	
5月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3県全避難所に対する実態把握結果（第3回）の公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○第1次補正予算、財特法成立</li> </ul>
5月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平野副大臣、松下副大臣現地（福島県）訪問（3～5日）</li> </ul>	
5月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○松本大臣現地（仙台市、福島県）訪問</li> <li>○仙谷副長官現地（長野県栄村、新潟県十日町市、津南町）訪問（4～5日）</li> </ul>	
5月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急災害対策本部・原子力災害対策本部合同本部に当事務局の実績・現状・課題を報告</li> <li>○平野副大臣定例記者会見 <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府における東日本大震災関係組織の整理</li> <li>・被災自治体訪問</li> </ul> </li> </ul>	
5月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調達物資を無償提供いただいた企業・団体に対し、被災者生活支援特別対策本部長名にて御礼状を発送</li> </ul>	

5月9日	○当本部の名称が「被災者生活支援チーム」に変更	
5月10日	○物資の調達・配送業務を県に移行したこと等により、事務局を8班、60人に縮小	
5月11日	(2か月後)	
5月12日	○生活再建・事業再建ハンドブックを作成、公表、配布	
5月13日	○平野副大臣定例記者会見 ・被災者生活支援チームの取組状況 ・被災者生活支援チームによる物資調達・輸送の最終実績 ・物資の無償提供をいただいた企業・団体への御礼	
5月14日	○岡本次長がジャパン・プラットフォーム主催の連絡調整会議に出席し、当チームの取組みについて説明	
5月16日	○岩手県における現地説明会（「東日本大震災に関しとられた特別措置等の解説集」等に係る説明及び意見交換、16～18日） <会場：大船渡市(16日)、釜石市、宮古市(以上17日)、久慈市(18日)>	○環境省が「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」を公表 ○国土交通省が「応急仮設住宅の完成見通し等について」を作成
5月20日	○「取組方針」緊急災害対策本部決定	